## 民主主義学習再考

元埼玉大学 柿沼 利昭

#### 1. 問題の所在

本稿は、筆者の教師体験を心象的に振り返りつつ、民主主義学習に関する具体的な課題を例示して諸賢と共に考えようとするものである。

民主主義の危機が叫ばれて久しい。すでに半世 紀も前に「民主主義についてのわれわれの考えに 混乱がある, ...。民主主義が危機であることを, いやになるほどわれわれは聞かされているし、民 主主義のイメージにみがきをかけなければならな いという熱心な要望もうんざりしている」とマク ファーソンは述べた(マクファーソン, 1967:1)。 また戦後「30年近く経た今日, デモクラシーは何 の感動も呼び起こさない陳腐なものになっている。 ...ただひとつ明らかなことは、デモクラシーへの 不信が一個の底流になりつつあることである。... 内容が希薄化したデモクラシーは、もはや人々に 新鮮な印象を与えることがないであろうし、また 人々がこうしたデモクラシーに何らかの期待を寄 せることもないであろう」との指摘もされてきた (阿部, 1973)。さらに今日では「ここ数十年間 は、デモクラシーは深化することだけでなく、希 薄になったり、廃絶されることすらあるというこ とを改めて認識させるものであった」との指摘す らなされている状態である(ミュデ他, 2018:135)。

一方,学校における民主主義学習はどうであろうか。筆者は 1955 年に社会科教師として教職人生を始めた世代であるが、そもそも社会科は「民主化」と深くかかわって戦後誕生した花形教科であり、民主主義学習がその根幹を占めていた。当時,社会科の創設にかかわった大野連太郎氏は「われわれ戦後社会科の創設に関係したものたちがよく言っていた合言葉の一つは、社会科とはどんな教科かと問われたら、民主主義と答える、ということだった」と回顧している(大野、1990:23)。中学校における民主主義学習は、第3学年で学ぶ社会科「政治・経済・社会的分野」(当時)の憲

法学習が核心をなすが、もともと「統治形態を指すことば」である民主主義が(それゆえ「民主政」という訳の方が適当)(森,2008)、人間の生き方を含む広義の概念としてとらえられている。つまり、生き方を含む1つの「社会類型」として「もっとも包括的な意味」にとらえたトクヴィルの考え方(宇野,2007)が引き継がれ、生徒の日常生活における民主的な言動を啓発する役割を背負った。

当時の憲法学習の具体的な内容を振り返り概念 図を描くなら、まず市民革命により民主主義が広 まるきっかけになった歴史的背景を扱い、「デモ クラシーの最も優れた定義として, 広く知られて いる」(佐藤, 1964:187) リンカーンの「ゲティ スバーグの演説」における government of the people, by the people, for the people をもって民 主主義の定義となし、それが憲法「前文」のリテ ラシー・ソーセズの一つでもあることから(佐藤, 1964),憲法の基本的な性格の理解を深めるとい うものであった。憲法典の扱いについては、人権 宣言の部分は「個人が自然法によって生得的権利 を持っているという信仰」(カー, 1953:91) に根 ざしている以上, 辞書的な意味の理解を超えて学 習の深まりを図るのに苦慮したのは当然だったの かもしれない。また憲法の統治機構の部分は、仕 組みはこうなっているという程度の機構学習の域 をなかなか出ず、学ぶ意味を深めるために比較政 治制度的な視点(例えば,素人政治と玄人政治,権 力分立と象徴作用,総会主義と委員会システム, 三権分立と政党制など)を導入してみたりした(佐 藤、1967)。もしもう一歩踏み込んで、統治原理 の背景(例えば、権力分立とセクト)を問う試み をしていれば、今日の米国における反知性主義等々 につながる視座を示唆できたかもしれない。何と 言っても大衆社会論との出会いは衝撃的で, 具体 的には「原子化・情緒化」と「集中化・機構化」 を指摘した松下圭一氏の論考に引き込まれた(松

下, 1959)。だが, 升味準之輔氏の次の指摘は, 共感をもちながらも背負いきれない難題を突き付けられた思いがした。すなわち「合理的人間を前提としたばあいには, 形式的な制度論でことたりたであろうが, そうした前提が崩れた状況では,制度の形成と人間の行動をひっくるめた『効率』論が必要になる」, と (升味, 1964:81)。しかしながら憲法学習の中味をenrichすること以上に,生徒(生徒+環境)の言動を民主化する教育活動に強い生きがいを感じ取っていたように思える。

民主主義への問い直しは学習指導要領において も行われた。それは「公民的分野」が設置され公 民学習の原型が形作られた1969年度改訂である。 そこでは民主主義が「観念的に取り扱われてきた 場合が少なくなかった」と指摘され、「広義の憲 法学習」が提唱されて「憲法を貫く基本的な考え 方を具体的な学習を通して, 無理なく理解させ身 につけさせようとするもの」が重視された。ただ し義務教育最終学年ということを考慮して,「憲 法そのものと真正面から取り組む」「狭義の憲法 学習」も「ある程度」導入された(『中学校指導 書』, 1970)。この「政治・経済・社会的分野」の 改訂を担当した教科調査官は梶哲夫氏(のち東京 教育大・筑波大教授)で、氏は前任の東京教育大 附属中学校でこの分野の指導計画を以下の4つの 大単元から構成して授業をした経験を持つ。その 際、この分野の教育の本質は「国民主権にふさわ しい国民の基本的資質の育成」にあり、「憲法的 感覚」と「自由な主体的思考力を中核とする基本 的能力」を重視している(梶, 1974)。4 単元と は、「1. 日本国憲法の生まれたころ」「2. 国民 主権の政治を実現するためには」「3. 国民が健 康で文化的な生活を営むためには」「4. 世界の 人々が平和のうちに生存するためには」(下位の 事項は略:筆者)で、ここでは政治単元、経済単 元、国際単元といった仕分けは行われていない。 例えば、 単元 「国民主権の政治を実現するために は」では「財政」を、単元「国民が健康で文化的 な生活を営むためには」では「世界の経済と日本 経済」や「村と都市」「現代文化」などが扱われ ている。氏が文部省在任当時に直面した民主主義 教育への挑戦の最たるものは、学生運動(特に高 校生)における議会制軽視と直接民主主義志向で はないだろうか。それへの対応策として, 文部省 は 1969 年に「高校における政治的教養と政治活

動」について局長通達を出し、そこでは「日本国 憲法のもとにおける議会制民主主義」の尊重が強 調された。かくして 1977・1978 年改訂の学習指 導要領には中高校とも「議会制民主主義」なる概 念が登場するのである。当時、この概念把握をめ ぐって, 議会制民主主義と議会制とはどう違うの か,間接民主主義と同義なのか1)等々考えあぐね た。結局、学問上の言葉としての定義はないが、 戦後は肯定的に用いられていること(長谷川、1978) を踏まえ,「議会制」と「民主主義」が結合する 条件を扱った論考(杉原,1973)を参考にして、 樋口陽一氏の所論に落ち着いた。 すなわち、議会 に民主主義という正当化原理を与えたのが議会制 民主主義で、しかしそれは「議会までの民主主義」 に留まらず「行政権までの民主主義」を目指した もの(樋口, 1977) との指摘である。尤も、意思 形成に重点があり執行の問題(行政権の肥大)が 抜け落ちているとの小山博也氏の所論(小山,1978) にも注意した。

実は、梶哲夫氏から「『民主化』以後の民主主義学習をいかに活性化するか」が重要な課題だと直接伺ったことがある。1980 年代初めだった気がするが、上述のように筆者は「大衆社会」の視点を踏まえた民主主義学習のありように断続的な関心を抱いていたゆえ、氏の問題意識の含意を詳しく伺う機を逸した。同様に民主主義が「観念的に取り扱われてきた」とした「指導書」の指摘がいかなる意味空間をもっていたのかも「改訂」に携わった同氏に伺う機を失した。後者については、今日的な争点になる可能性が見えてきているだけに、残念である。

ひるがえって今日、民主主義への手ごわい難問を提起しているものにポピュリズムの蔓延がある。ポピュリズムは、「一匹の妖怪が世界を徘徊している、ポピュリズムという妖怪が」と「宣言」の言い回しに似せた形容がなされるなど(永井・高山、2018:179)。、そのヌエ的な性格が理解を困難にしている。ポピュリズムは、「民主的手段を用いて既存のデモクラシーの問題を一挙に解決することを目ざす、急進的な改革運動」(水島、2016:19-20)とされ、「『人民』の立場から既成政治やエリートを批判する政治運動」(水島、2017)であり、「『声なき多数派』に〈声〉を与える政治現象」(永井・高山、2018:184)と指摘されている。一方、「ポピュリズムはデモクラシーの一部

である。ポピュリズムはリベラル・デモクラシーの(やましい意味で)本心なのである」と言われ、「事態をさらにややこしくしているのは、...ポピュリズムが性質のはっきり異なる現象と同一視されたり、ときには混同されたりする点である」(ミュデ他、2018:173)という。さらにポピュリズムがしばしば「大衆迎合主義」という表現と等置されているが、「迎合」している「大衆」とは誰なのか、「迎合」というより大衆を「操作」しているのではないか等々の問題もあろう。

そして「ポピュリズムは、民主主義が『大衆化』 する中で生まれた現象」で「民主政を逸脱すると いうより、それに内在する」(永井・高山、2018:182) となれば、民主主義を改めて俎上にのせる必要が 出てくる。それは取りも直さず、戦後、民主主義 を学んできた我々の学び方・教育の仕方にかかわっ てくる。

以上,問題はとめどもなく拡散していくが,社 会科教育の面から垣間見た課題として,ポピュリ ズムの問題,民主主義の問題,民主主義学習の問 題を取り上げ,具体的に考える手がかりを例示し たい。

### 2. ポピュリズムの問題

ポピュリズムのとらえ方には2つの切り口があり、それは①「広く国民に直接訴える政治スタイル」および②「既成政治やエリートを批判する政治運動」の2つで、前者はわが国で多く用いられ、後者は近年の政治学の立場であるという。もちろんこの2つの視点は、ポピュリズムの異なった側面にスポットライトを当てているわけで、「相互に排他的ではない」(水島、2016:6-8)。

ところでポピュリズムについて具体的に考えていこうとすると、「ポピュリズムというレッテルを…みずから称することはめったにない」<sup>3)</sup>(そして「他者の特質とされ、ほとんどの場合に否定的な意味合いを帯びる」)(ミュデ他、2018:9)ゆえ、対象として何を取り上げるか、その具体的な属性記述が求められよう。そこで1つの手がかりとして、ミュデらの以下の記述に注目したい。すなわち、「具体的に述べるなら、…ポピュリズムを、社会が究極的に『汚れなき人民』(the pure people)対『腐敗したエリート』(the corrupt elite)という敵対する2つの同質的な陣営に分かれると考え、政治とは人民の一般意志(general will)

の表現であるべきだと論じる,中心の薄弱なイデオロギー(thin-centered ideology)と定義する」(ミュデ他, 2018:14), と。

ここでは、ポピュリズムは「イデオロギー」と とらえられているが、中心の薄い(thin-centered) イデオロギーであるゆえ,「ポピュリズムの純粋 なかたちで存在することなどめったにない」し、 「必ずといっていほど他のイデオロギーの要素と 結びついて」おり、それゆえ「一過性の現象」と 考えるべきだと言う。かくしてポピュリズムは, 「様々な政治問題に対して、複雑な解決策も包括 的な解決策も示すことができない」とされる。ポ ピュリズムの定義が広すぎて、「あらゆる政治的 な人物・運動・党派に当てはまってしまう可能性 がある」との批判もされている。なお、ポピュリ ズムの「一過性」については、水島氏は逆にその 「持続性」に注意すべきだとする。しばしばポピュ リズム政党のカリスマ的リーダーの強烈なリー ダーシップが強い印象を与えているが、それらの リーダーが党を離れたその後も新リーダーを得て, 「一層の伸長を果たす例が多い」という (水島, 2016:225)

ポピュリズムの反対の立場は、「エリート主義」 と「多元主義」である。ポピュリズムは「腐敗し たエリート」を常に糾弾するが、その「エリート」 の意味は考究されていないようで、そもそも「腐 敗したエリート」も「汚れなき人民」も「道義的」 である。民衆のエリートに対する反逆がポピュリ ズムの原動力であり、ポピュリズムの源流は 19 世紀の南北アメリカにあると言われる。すなわち、 南北戦争後の米国では石油会社、鉄鋼会社、鉄道 など大企業が出現して市場で独占的地位を占め, 他方では中西部の労働者や南部農民層が困窮して 社会の格差が拡大した。これらに対して二大政党 は冷淡であり、政治腐敗が横行するあり様で、こ うした不満をまとめ上げ、社会改革運動も加わっ て人民党が成立した (1892年)。人民党 (People's Party) は別名ポピュリスト政党と呼ばれ、二大 政党に挑戦した。一方、南米では1930年代以降、 大地主や鉱山主などの寡頭支配に対抗してポピュ リズム勢力が伸長した。圧倒的な社会経済上の不 平等が存在したのである。南米ではカリスマ的指 導者の活躍が特徴の一つで, 例えばアルゼンチン のファン・ペロンは妻のエヴァ・ペロンとともに 名が知られている。ファン・ペロンは労働組合を

重視し、賃金・労働時間をめぐり組合側に立って 労働法の順守を雇用主に求め実現を促した。失脚 後も、ペロニズムを懐かしむ勢力に支えられて、 大統領に就任するのである(水島、2016)。

ポピュリズム勢力がエリートを攻撃する際, い かなる特権をターゲットにするかで状況は変わっ てくる。ラテン・アメリカのように格差の大きな 国々ではポピュリズムは少数支配からの「解放」 をもたらし (解放の論理)、格差が小さく社会福 祉が整った西欧では福祉の果実を不当に得たとし て移民・難民の排除が主張される(抑圧の論理) (水島 2016)。なお、ヨーロッパにおいては、「反 既得権益」を訴えるポピュリズムが第1期, 難民 等への排撃が目立つ「福祉排外主義」のポピュリ ズムが第2期といわれるが(水島・遠藤, 2017), 我が国は今のところ第1期の段階にある。今後, 格差の拡大が進んで第2期のポピュリズムが蔓延 するのであろうか。我が国では、民衆のルサンチ マンが強者よりも弱者に向けられるきらいがあり, 排外主義の土壌が気がかりである。

エリートの特権が糾弾されるのは、「人民」の 意志・利益に反するからである。「人民」につい てはエリート主義者が危険で不誠実で低俗だと考 えるが、ポピュリズムではその中核概念(core concepts)の1つとして重視される。だが、あい

まいな意味に柔軟に用いられ,「主権者としての 人民」,「普通の人びと(the common people)」, 及び「国民としての人民(the people as a nation)」 の3つの意味を組み合わせて用いられることがほ とんどである(ミュデ他, 2018:20)。というのも、 人民の意向・利益を具体的に明確化しようとすれ ば出口の見えない難題にぶち当たる恐れあるから であろう。しかしながら、人民の意向はばらばら な個人の意志の単なる集計(「全体意志(the will of all)」)ではなく、ルソーに由来する「一般意志」 がポピュリズムで多用され、それは社会が真に一 体となったとき現れる,「共同の自我」である。 社会が1つの自我をもつとは「いささかオカルト 的」ともいわれるが (宇野, 2013:14), 代議制へ の不満(代議制に対するルソーの批判(ミュデ他, **2018**))に同調して喝采を調達するのである $^{4}$ )。 こうして代議制民主主義の機能不全を批判し、直 接民主的な参加により既存の政治の限界を克服し ようとする(山本, 2012)。

ところで、冒頭で触れたようにポピュリズムは デモクラシーの部分(part)であり、デモクラシー に対しプラスの役割あるいはマイナスの役割を果 たし得ると言われる。ミュデらはそれを次表のよ うにまとめている。

表1 リベラル・デモクラシーに対するポピュリズムのプラスおよびマイナスの影響

プラスの影響	マイナスの影響	
政治的エリートによって代表されていないと感じている集団に、	多数決の概念や慣行を利用して、少数派の権利を飛び越してしま	
発言力を与える	j	
参加を阻まれていた社会層を動員し、彼らが政治体制の中へ統	人民主権の概念や慣行を利用して、もっぱら基本的人権の保護に	
合されていくように促す	努める機関を切り崩していく	
参加を阻まれていた社会層が好む政策の実行を促進すること	新たな政治的分断の成立を助長し、それによって安定した政治連	
で,政治体制による反応の良さを向上させる	合の形成が阻害される	
さまざまな論点や政策を政治世界の一部としていくことで、民主	政治を道義で論じることにつながり、合意に達することが不可能で	
的な責任制度を強化する	はないにしろ極度に困難になる	

なお、(修飾語の付いていない) デモクラシーの定義は、「人民主権と多数派支配の組み合わせであり、それ以上でもそれ以下でもない」とし、その「デモクラシー」と「リベラル・デモクラシー」との主な違いは、後者が「ひとつの政治体制を指し、人民主権および多数派支配を尊重するだけでなく、表現の自由や少数派集団の保護といった基

本的人権の保護をもっぱら取り扱う独立機関を設けている点にある」5<sup>5</sup>としている(ミュデ他, 2018:123)。そしてポピュリズムとリベラル・デモクラシーとは「相性が悪い(at odds with)」とされている。だが、水島氏はむしろ「リベラル」な「デモクラシー」との親和性を指摘する、設立当初は反体制色が強く民族主義や権威主義などに立

脚した極右政党として出発しても、やがてデモクラシーの枠内での政党として「進化」して有権者の支持を獲得するという(水島,2016)。「リベラル」や「デモクラシー」といった基本的価値を承認し、その上に立って排除の論理を正統化している。

ミュデらと異なり、水島氏はポピュリズムの「持続性」、リベラルなデモクラシーとの「親和性」に加えて、デモクラシーにおける「改革」と「再活性化」への影響を挙げ、ポピュリズムが従前の「タブー」を破って行う問題提起が国民的論争として受け止められて政治への信頼回復につながるかもしれないと期待をのぞかせているのである。水島氏との主張の差は、あるいはミュデらの「理念的アプローチ」のせいであろうか。水島氏は著書『ポピュリズムとは何か』の掉尾で、「ディナー・パーティの泥酔客」の例を引いて、ポピュリズムは顰蹙を買いながらも、「内心では密かにうなずいている客」の存在を指摘しているが(水島、2016:231)、何か予定調和的な意味合いが筆者の世代には違和感を誘う。

ポピュリズム政治の成功と失敗をどう判断するかについて、獲得した票数によって計るという常套手段だけでなく、それ以外に「課題の設定(agenda-setting)」と「政策の効果(policy impact)」の2つがあると指摘される(これはポピュリズム政治に限らないが…)。ポピュリズムはかなり限られた票数しか集めていなくても、課題設定と政策の効果では「目覚ましい役割」を果たしている(ミュデ他、2018:146-147)という事態は軽視してはならない点である。

ところで、ポピュリズムの反対の極に立つ「多元主義」は、社会には多様な考え方や利害がありながら共通する部分をもつとするもので、権力の中心がたくさんあってしかるべきだと考える(ミュデ他、2018)。多元主義的な政治学は、多元的利益の調整が個人よりも集団(大組織)の間の競争と力の均衡でなされるとする立場で、公民学習の原型と言える 1960 年代後半から 1970 年代前半の「改訂」では「政党と圧力団体」が社会の調和を担うものと位置づけされていた。ポピュリズムにおける二元的な考え方、ルソー的な一般意志を含意する政治が続けば、「例外的状況」ないし危機的状況が醸成される中、「友・敵」関係が政治だとするC.シュミット流の考え方につながってい

くきらいがありはしないか。つまり多元主義では 「敵」を決定できず、せいぜい競争相手、討論相 手に変えて敵を曖昧にしてしまい、問題の決定を 先送りするだけだとの批判がなされるが、(田中、 1970) それを受け入れやすい環境が形成されつつ あるように思える。

そして「大衆迎合主義」という訳語が「大衆」 にせよ「迎合」にせよマイナス・イメージを持つ 点を危惧する。「大衆(mass)」は、自分の居場所 を失って「根なし草」になってたやすく熱狂に流 される存在である (オルテガ, 1985)。だが、民 主主義は、構成員が「政治的意見をもちうるほど に理解力をもち, 討論によって意見の一致に到達 しうるほどに自制力をもつ...自由に値する人間」 を前提としてはじめて「合意による支配」、「治者 と被治者の一致」が想定できる。「大衆」の「原 現象…は民主主義の危機あるいは衰退」であると される(升味, 1964:78-79)。そして、ポピュリ ズムは支持者の利益ではなく,「その利益と相反 することもありうる欲望に寄り添う」といわれ, その欲望とは「シニカルなぶち毀す快感」とか「逆 に道徳主義」、あるいはその両者であるという。 そして政府の提示する政策によって,「むしろ不 利を被ると思われる層からも支持を調達」すると いう。例えば、2005年の総選挙では小泉陣営が 「地すべり的勝利」を得たが、「新自由主義的な 政策によって何の利益も得られなさそうな都市の 若者の低所得者層の支持」が「決定的であった」 という(森, 2008:36)。最近話題になった井手英 策『幸福の増税論』は、我々の社会では弱者の救 済という(左派・リベラルの)正義が成り立たず, 弱者を特権階級とみなす「ゆがんだルサンチマン」 が根底にあると指摘している。これぞポピュリズ ム社会の証しなのか、我が国社会の本来の姿なの であろうか (井手, 2018)。

ポピュリズムへの対処について、ミュデらはワイマール憲法下でのヒットラーの台頭のような事態を防ぐためそうした勢力を禁止する「戦闘的民主主義」(レーヴェンシュタイン)に対して、(ドイツ憲法に規定されているとはいえ)疑念を呈し(ポピュリズムは民主主義それ自体と対立しているわけではない)、リベラル・デモクラシーに備わっている「自律的な機関」(基本的人権保護に努める独立機関)の働きにより、政府や選出議員に責任を負わせることができると指摘する。だが、

わが国ではいささかむなしいメッセージと受容される恐れがある(それが我が国デモクラシーの現況である)。また、政府職員の労働条件の改善と監視の強化という飴と鞭の策を主張している。

水島氏は「孤立化」,「非正統化あるいは対決」,「適応あるいは抱き込み」及び「社会化」の4点を挙げ,単なるポピュリズム政治批判・排除は却ってポピュリズムの「正統性」にお墨付きを与え,他方その取り込み,連立も慎重にと指摘し,「万能の処方箋はない」としている(水島,2016:26)。改めて民主主義を学ぶとはどういうことか,民主主義をめぐる問題を考える必要があるまいか。

# 3. 民主主義の問題

長年にわたって危機が叫ばれてきた民主主義で あるが、デモクラシーは ism とは表現されている わけではないのだから「主義」は強すぎるという 意見もあるが、それよりも民主の「主」に異議が あり民主主義は「誤訳に近い」との西部氏の指摘 がある。すなわち「主」は sovereignty 「崇高性」 のことであるから, 民衆が「『崇高, 絶大, 絶対, 超越』の存在であると聞いて首をかしげないとし たら、その人は愚か者もしくは嘘吐き」だと述べ ている (西部, 2009:129)。また、民主政は錯覚 の上に成り立ってきたとして、H.アーレントは「全 体主義運動の大衆的成功は、...2つの錯覚の終わ りを意味した」と指摘する。その第1は「1国の 住民はすべて同時に公的問題に積極的な関心を持 つ市民であり、全員がかならずいずれかの政党に 組織されるというところまでは行かなくとも、そ れぞれに共感を寄せている政党はあり, たとえ自 分では投票したことがなくともその政党によって 自分も代表されていると感じている,という錯覚 | であり、その第2は「大衆が政治的に中立で無関 心なら政治的な重要性を持たないわけだし、たと えそういう大衆がいるとしても実際に中立的立場 を守り、たかだか国民の政治生活の背景をなすに とどまっている」、とする考えだというのである (アーレント, 2017:12-13)。

そして、「リベラル・デモクラシーの危機」を 案ずる声は思いのほか強いように思える。例えば 三宅芳夫氏は、多様性と寛容を否定するトランプ 大統領の出現、北欧福祉国家群における極右の伸 長や、社会民主主義政党の「第三の道」への転向 (要するに社会民主主義政党の新自由主義グロー バリズムへの適応形態), EU 統合の深化 (「トロイカ」とグローバルな金融資本が支配する反民主主義的な怪物) などを例示し, 問題の根は深く, 「解体寸前の民主主義は, でき得る限り最小化されるか, 名前だけは残れども実質上は廃止されるだろう」とすら述べる (三宅, 2019)。

民主主義が机上プランのようには作動せず様々な課題を抱えていることに関して、しばしばチャーチルのことばが引用される。すなわち「民主主義は最悪の政治形態である、これまで試みられてきた、民主主義以外のすべての政治形態を除けば、だが。」のと。かつての米国TV番組「弁護士プレストン(The Diffenders)」では、「民主主義は最悪の政治形態である。だが、他の政治形態はもっと悪い」とのメッセージが毎回ながされたという。このようにいろいろ障害があろうとも、それを乗り越えて民主主義を育てていかなければならないとの道義的な教訓は授業で提示できても、「改めて民主主義とは何なのか、どうとらえていけばいいか」という視点を示唆することは、必須であるが容易ではないように思われる。

民主主義が捉えにくく論じにくくなっている事 情には、民主主義が「置かれている様々な社会関 係のなかではじめてその意味が決まるという性格 を持つこと」があると指摘されている(森,2008:17)。 例えば、戦後の民主主義は、「民主化」を肯定す るか否定するかを軸に展開され(「戦後政治学」), 「生き方」もその中で追求されたが、その後個人 の生き方の面は軽視されて政治制度のあり方へと 矮小化されたと言われる。1960~70 年代の運動 は米ソがイデオロギー的に対立する反面、両者と もに管理社会として抑圧の共通性を持つことを発 見した。それまでは民主主義が多数派支配である ことを認めつつも、多様な人間の間の統合が可能 であると自負してきた。学校教育でも少数意見の 尊重が謳われ、多数意見と少数意見の間の討論・ 審議の過程を通して統合の過程が進展する旨が強 調されるが、最後は少数者が多数者に従う多数決 が民主主義のルールだと教えられる(森, 2008)。 「頭を叩き割るかわりに、頭数を数える」のが多 数決原理だと説明される(福田, 1977:140)。ミュ デらが「デモクラシーのもっともすぐれた定義は, 人民主権と多数派支配の組み合わせであり、それ 以上でもそれ以下でもない」と述べる所以である。

だが、なぜ多数に従わねばならないかの認識は

民主主義が機能するためには必須である。多数による決定は集団の意思決定が必要だからであり,そうした公的決定が正統性をもつには,公的決定と個人的な自己決定の領域を先立って区別し少数意見を内的に保持することを認めたうえで,共同決定は自己の決定であると受け入れる文明的なルールが承認されてきたとされる。それゆえ多数は多元的な多数であるとされてきた。つまり初めから同じ意見をもつ多数が存在するならば,民主主義はむしろ不要であるわけで,民主主義は多元的な意見・利益を困難な努力の末に統合する活動だと考えられてきた(森,2008)。

だが、1960年代以降のマイノリティの運動は、 政治の場に参加できなかった利益層がエントリー してきたことを意味し, 多数派支配の民主主義は 様々な差異の問題に直面することとなった。例え ば、米国は移民にもとづく多民族の国であり、そ の競争社会のルールを受け入れ成功すれば民族の 違いにかかわらず社会的に承認されると信じられ てきたが, そうした業績中心の前提が崩れ出し, 生まれながらの「所属」に拘束される面が浮上す る。マイノリティは祖先の「ルーツ」をたどるこ とが流行した。「差異」が恒久化、構造化されて いる点が問題で、単に少数意見の尊重では済まさ れないのである。少数であることが生得的なアイ デンティティに由来する場合は, 多数決の原理は 少数者にとって公平なルールとは受け入れられな いのである。

英国政府のシティズンシップ教育への提言いわ ゆる「クリック・レポート」をまとめた B.クリッ クも,独自の政治概念を用いつつ,「デモクラシー という言葉は、...『本質的に論争的な概念』」で あって,「どのような社会的,道徳的,政治的実 践課題(アジェンダ)を引き受けるかによって定 義自体が違ったものになるために、私たちがみな 同一の定義にどうしても合意できないようなたぐ いの用語の1つ」と言い、「或る社会もしくは統 治システムを『真の意味で』デモクラシー的であ ると言うためには、どういう意味でのデモクラシー なのかという限定が必要」だとする。同時に「デ モクラシーという言葉の一般的な用法に妥協して, 近代におけるデモクラシーの条件」を、専制国家 の場合と比較しつつ 11 個挙げている。 すなわち ①「住民の役割(Role of inhabitants)」(自発的で 個人的な参加の奨励、市民として活動する自由も

あれば活動しない自由もあり、ゆえ国家への忠誠 は個人の裁量に委ねられる),②「公的教義(Official doctrines)」(国家への忠誠は人民の合意によって それも功利的で世俗的な根拠に基づく。国家は来 世ではなく今ここで実際的利益があることを明示 する必要), ③「典型的な社会構造(Typical social structure)」(大規模な中産階級の存在が不可欠。 極端に裕福な少数者は民主的な政治過程を脅かし かねないし、極端に貧困な層は政治的統治体から 離反し秩序の脅威となりかねない), ④「エリー トの性質(Nature of the elite)」(特権層について どこまで流動的にし解放的にするかは論争の的), ⑤「典型的な統治制度(Typical institutions of government)」(代表はすべて選挙でえらばれ、好 況の場で論争し、その論争が報道され、また複数 政党制を採用),⑥「経済のタイプ(Type of economy)」(市場経済つまり資本主義経済が本来 のタイプ。現実には混合経済), ⑦「財産の理論 (Theories of property)」(財産所有はもともと個 人の道徳的値打ちを示すものであったのに, 今で は経済的値打ちを示す),⑧「法に対する態度 Attitudes to law | (慣習法と制定法の両方があ り、新しい方は代表者による合議体すなわち議会 において作られる。個人の間を規制する法の大部 分は契約で,公平な裁判官が執行する一般法に よって規制), ⑨「知識に対する態度」(Attitudes to knowledge)」(学問研究と知識普及のため国家 から独立したセンターへの政府援助),⑩「情報 の普及(Diffusion of information)」(新聞の成長及 び国家管理からの新聞の自由の拡大。デモクラシー が効果的に機能するにはしかるべき正確な情報を 人々が入手することが必要), ⑪「政治に対する 態度(Attitudes to politics)」(妥協や対立調停の公 共的活動つまり「政治」が寛大に扱われ積極的に 奨励される)である (クリック, 2004:163-171)。 クリックはこのような比較により,デモクラシー の歴史上の基本的問題と多義性はなくなったわけ ではないが、最悪のものと比較してみればデモク ラシーの強力で重要な特徴が浮かび上がると説く。 その特徴と長所として2つを挙げている。 すなわ ち1)統治システムをめぐる真実が暴かれたときに 受けるダメージが専制政治より少ない, 2)政府の 透明性が高いことと実際に情報を入手して流布で きること (この2つは具体的な参加と同じくらい 重要)である(クリック,2004:171-173)。「統治 システムをめぐる真実」云々は、為政者が成功だけでなくその失敗も含めて記録を後世に残し、困難に対処する際のよすがにして欲しいという深い愛国心を想起させる。

また、20世紀には通説であった多元主義民主主 義論の R.ダールは、デモクラシーの利点として 10項目を指摘した。すなわち①暴政の回避,②本 質的な諸権利,③普遍的な自由,④自己決定,⑤ 道徳的自律、⑥人間性の展開、⑦個人に固有の利 益の擁護, ⑧政治的平等, ⑨平和の追求, ⑩繁栄, である。ここでは単なる統治システムとしての面 だけでなく,「自己決定」「道徳的自律」「人間性 の展開」などの道徳的項目が挙げられている。ダー ルはデモクラシーの「規模」に留意しつつ、結局 は市民のあり方に関心を向け、大きな規模でのデ モクラシー (代議制デモクラシー) に必要な要素 として、次の6項目を挙げている。1)選挙によっ て選出された公務員,2)自由で公正な選挙の頻繁 な実施、3)表現の自由、4)多様な情報源、5)集団 の自治・自立,6)全市民の包括的参画,である(ダー  $\nu$ , 2001:62,82-83,116-117).

以上、民主主義学習の教材化のための素材を部 分的に記述するかたちになったが、そこからどの ような意味のまとまりを構成するか各自の枠組み が問われる。筆者の念頭に浮かんでいるのは(実 は筆者がかつて実践したものであるが),かつて 永井陽之助が指摘した「合意の支配」という循環 型政治の理念型で、これを「イメージ」しつつい ずれかの機能不全があればデモクラシーへの挑戦 ないし危機として考えていこうという民主主義学 習である。氏は、社会がよく機能するためには、 社会や文化が要求する外的強制を社会構成者がそ れを正統として内的強制に転化しなければならな いとして, 意識・行動の基本的枠組みを「社会的 性格」として類型化し、リースマンの同調様式を もとに、次の3つの理想型を構成した(永井,1971)。 また、「イメージ」は、佐伯氏のいう「可能性の 連続体」で、つまりそれを連続的に変形してみた り極端化してみたりあるいは対極を考えたりする ことにより思考・知識のネットワークを拡大深化 させる働きがある(佐伯, 1978)。

	同調様式	社会形態	性格構造	支配(政治)様式
Α	Traditional Direction	伝統的社会	伝統志向型	伝統による支配(隔離型)
В	Inner Direction	近代生産社会	内面志向型	合意による支配 (循環型)
С	Other Direction	大衆社会	他者志向型	同調性向による支配 (疎外型)

ところで本稿では扱いきれなかった課題の1つ に、デジタル・テクノロジーの発達に伴う民主政 治のあり様がある。例えば、トランプが行った大 統領選挙運動は、ビッグデータを扱うテクノロジー を駆使し、説得されやすいグループを割り出し、 「個別化されたプロバガンダ」を用い、「少数の 票で全体が決まる」選挙運動を実践したという。 トランプの選挙キャンペーン費用はクリントンの 1/3 であったという。フェイク・ニュースについ ては、それをチェックするサイトが数多現れてい るが、私たちの身の回りでは感知できない情報問 題が現出している。例えばスマホでタクシーを呼 べる「ウーバー」は、客が車を降りた後どこへ行 くか追跡していたという。フェイスブックで「い いね」を押したことなどあらゆるデジタル・デー タが思いもよらない規模で収集され, 人それぞれ の個人情報が分析されており, 例えばフェイスブッ

クが欧州プライバシー法に違反するとして,ウィーンの法学部の学生がフェイスブックに自分に関するデータを請求したところ,1222 ページに及ぶ膨大なデータが送られてきたという(福田,2018)。現在関知できないような事態が民主主義学習に参入してくることも十分予想されるところである。

### 4. 民主主義学習, その学び

本稿にたびたび登場する森氏は、学校での民主 主義学習について鋭い問題提起を行っている。す なわち「学校で教えられる民主主義の内容」が「生 気を欠いたお題目のようなものとなってしまう」 のは、「高校(中高校:筆者)教科書で扱わる民 主主義は、ほぼ日本国憲法の基本原理の説明に尽 きている。それゆえその思想背景をめぐる記述は、 日本国憲法の議会制原理へと収斂していくものに 限られている。その多くでは、前近代の封建的な 時代が克服されて,近代的で民主的な時代へと進 むという単純な進歩主義が、そのまま通用してい る。(これでは、通常議会制の源流として紹介さ れるマグナ・カルタの、身分制的・中世的な性格 もうまく説明できない)。民主主義における「近 代」の意義はもちろん大きいが、これでは主権や その行使としての戦争など,暴力的要素が近代と ともに拡大したことが見失われ, 今日にいたるま で続く近代の民主主義内部に含まれる様々な対立 関係が隠されてしまうことになる」と指摘し、「身 の回りに、新しい、現代を実感させるモノや関係 を見いだすのはむずかしくない。...それに対して 民主主義にはどう見ても新鮮さが感じられない。 もちろん政治が変わるということに期待が集まっ たことも皆無ではなかった。しかし、そのつど変 化の意味がどこかで掠め取られてしまった。こう いったことが民主主義を論じることの魅力を失わ せてきたのである」と加える(森, 2008:15)。

この指摘は、ほぼ半世紀にわたって重視されて きた「日本国憲法のもとでの議会制民主主義」を 相対化する含意があり、もし学習指導要領改訂と いう事態になれば、各種のステークホルダーの意 向が絡むであろう。この指摘に応える1つの現実 的な手だては、歴史学習の活用である。ただし、 もともと歴史学習は通史的学習がもたらす学習内 容の過密さが難題で、民主主義学習からの要請に 応える余地はなきに等しいかもしれない。また, 高校「世界史」学習は、日本史・東洋史・西洋史 の「3区分の歴史」であり、「バラバラで個別の『地 域』史の集積」等々の批判があり(羽田, 2011:29, 69-70),ようやく新たな方向の模索に踏み出した ところである。一方,公民学習の中で課題研究と して広い視野に立った民主主義学習を設定する案 もあろうが, 弥縫策と評価されるかもしれないし, 木に竹を接いだものになりかねない。「歴史学習の 活用」と述べたが、クリアすべき障害はかなりあ りそうである。

民主主義学習の"内容と扱い方"に関して想起されるのは、保守主義者(リベラリスト?)M.オークショットの合理主義批判と実践知の主張であり、歴史学習の重視である<sup>7)</sup>。「自由」「正義」「民主主義」等は長い歴史的経験を抽象化して得られたもので、これらの抽象的な原理は、ひとたび確定されると、「あたかも経験から独立し、経験に先立って存在するかのような錯覚」も生まれると指摘す

る (宇野, 2016:105)。 つまり英国やアメリカに おける無数の実践や慣行から切り離して, 抽象的 な命題だけを受け取ろうとしても, そのような帰 結だけでは無意味に近い。あたかも定式化された 政治のモデルをそのまま他の国へもっていこうと して失敗する事態と同様である。オークショット はすべての科学,芸術,実践的活動は2つの異なっ た種類の知識-「技術的知識」(technical knowledge) と「実践的ないし伝習的知識」 (practical knowledge)を必要とすると指摘する。 前者は厳密にルールに公式化され、記述できる知 識(例:人体の構造に関する知識)で、書物・教 科書から学習できるものである。それに対して後 者は厳密な体系化はできず、雰囲気とかニュアン スとかコツといったものとしてしか把握できない もので、それとは知らず学んでいく。こうした実 践的知識を否定して政治を行うとき、その論理的 帰結は全体主義独裁であるという(高坂, 1983)。 なぜなら理論的にうまくいくはずのものが現実に はうまくいかないと考えるところから、それは邪 悪な勢力の妨害によるものだと考え、それを力に よって排除する他はないとの考え方にきわめて近 いからだという。

そして, 政治的成熟に必要な政治教育はまず伝 統を学び、先行する人々の行動を観察し、模倣す ることから始めなければならないとして歴史研究 を重視する。そこでは過去の個々の出来事を学ぶ だけではなく, 政治的思考様式の歴史を学ぶこと が大切だと指摘している。「自由」「法の支配」「民 主主義」等々の理念を生み出すもととなった"実践 や慣行"について学び、そこにおける「実践的知識」 を嗅ぎ取ることを示唆しているものと考えられる。 オークショットは, 政治活動(「政治ということ ば」)を「取りきめを結ぶ活動(making arrangements)」としてではなく、「取りきめに 意を用いる活動(attending to arrangements)」と 捉えているから(オークショット, 1968, Oakeshott, 1962:44-45), 学校における民主主義学習も含意さ れていると考えられる。だが、民主主義に関する 歴史研究で、人びとの「実践や慣行」を具体的に 学ぶ場をどう設定するかはかなりの工夫と決断を 要するし、ましてやそこにおける「実践的知識」 を生徒各自が感知する体験をおり込もうとするな ら, 更なる工夫と決断を要しよう。

ここでオークショットが「正統的周辺参加(LPP)」

に酷似した学習観を示している点を併せて考える 必要がある。すなわち、人は抽象的な命題からス タートすることはできない。人が何かを学ぶとい うのは, 実践の場に参加し, そこでの行為や振る 舞いに慣れ、そのルールを習得することにあると いうのである (宇野, 2016)。周知のようにレイ ブとヴェンガーの「正統的周辺参加」は、学習は 知識を獲得するというより、むしろ集団(実践共 同体) に参加することで、そこでは影響の少ない 周辺から参加し、次第に中心的なところへ参加(十 全的参加)して古参者から知識や技能を修得する という, 社会的に意味のある本物の(正統的)活 動であるとするもので、学習は社会的実践の一部 とされる。こうして学習は教育とは独立の営みと みなされ、それはアイデンティティの形成(自分 が何者かになっていく)過程だといわれる(レイ ヴ・ヴェンガー, 1993)。学校教育では「学びの 共同体」をつくろうとする営みが静かに広がって いるようだが、実践共同体への周辺参加といえば ただちに「部活」が想起されよう。本稿の関心か ら言えば、部活において民主主義にかかわるどの ような実践的知識を身につけていくのであろうか。 それが我が国における民主主義の受容と実践を規 定している面 (例えば、選挙結果への影響) に注 目する必要があろう。

最後に民主主義学習の(再)活性化を目ざす以 上, 民主主義の進展に資する様々な取組・研究に 目を配る必要がある。例えば、行政あるいは官僚 がよく「動く」ルール・システムに着目し、それ を踏まえて政策形成とその実施を扱う「作動学」 を提唱した牧原出氏の調査報告がある(牧原、 2018)。行政とか官僚とか言えば、反射的に政官 財癒着を想定するポピュリズム的な反応を超えて, 行政(官僚)抜きには内閣は何もなし得ない事態 を認識して、そこにおける「効率」(升味、1964) を追求し、政策の妥当性を俎上にのせようとする 試みである。近年の数多の政治「改革」を取り上 げ、制度の作動を考慮することで評価している。 膨大な調査報告を圧縮して新書版にしたかたちに なっている。なお、牧原氏は最近の政党について、 「与野党ともに政権交代を忌避するような現状を いかに脱却するか」という副題のついた論考を発 表している(牧原, 2019)。「今や与党野党対立は、 反政権交代の党と脱政権交代の党との対立となっ た」とさらりと指摘しているが(牧原, 2019),

学校における政党および民主政の学習前提を否定 するような事態である。こうした数多の研究や指 摘等をどう掬い取って教材化していくか, 教師の チームワークが不可欠である。

本稿の執筆のきっかけになったのは、かつて筆者の研究室(埼玉大)で互いに触発し合った元長期研修生諸君との会合(2018年)での筆者の報告である。

# 【引用・参考文献】

- ・阿部 斉 (1973) 『デモクラシーの論理』中公 新書
- ・井手英策(2018)『幸福の増税論』岩波新書
- ・宇野重規(2007)『トクヴィル 平等と不平等 の理論化』講談社
- ・宇野重規(2013)『民主主義のつくり方』筑摩 書房
- ・宇野重規(2016)『保守主義とは何か』中公新 書
- ・大野連太郎(1990)『やりがいのある社会科指 導』図書文化
- ・小山博也からの聞き取り(1978年7月22日)
- ・梶哲夫(1974)『中等社会科教育の研究<IV 公 民教育・「政治・経済」「倫理・社会」の教育>』 高陵社
- ・高坂正尭(1983)『近代文明への反逆―ガリヴァー旅行記を読む―』PHP
- ・佐伯 胖 (1978) 『イメージ化による知識と学 習』 東洋館
- ・佐藤 功(1964)『憲法研究入門〈上〉』日本評 論社
- · 佐藤 功 (1967) 『比較政治制度』 東大出版
- ・杉原泰雄(1973)「議会制民主主義の条件」『世 界』 1 月号
- ・田中 浩 (1970)「カール・シュミットの『友・ 敵』の理論」シュミット, C., 田中 浩・原田 武雄訳『政治的なものの概念』未来社
- ・永井大輔・高山裕二(2018)「訳者解説」ミュデ, C., カルトワッセル, C. R., 『ポピュリズム―デモクラシーの友と敵―』白水社
- ・永井陽之助(1971)『政治意識の研究』岩波書 店
- 西部 邁(1996)『思想の英雄たち』文藝春秋
- ・西部 邁 (2009)『言葉は思想であった』時事通信

- ・長谷川正安(1978)「議会制民主主義論」『法学 セミナー』8月号
- ・羽田 正 (2011)『新しい世界史へ』岩波新書
- ・樋口陽一(1977)「議会制民主主義の今日的問題」『文献選集日本国憲法 10 議会制民主主義』 三省堂
- ・福田歓一(1977)『近代民主主義とその展望』 岩波新書
- ・福田直子(2018)『デジタル・ポピュリズム』 集英社新書
- ・牧原 出(2018)『崩れる政治を立て直す—21 世紀の日本行政改革論—』講談社現代新書
- ・牧原 出(2019)「政権交代を左右する新しい 時代への適応力」、『週刊東洋経済』2月2日号
- ・松下圭一(1959)『現代政治の条件』中央公論
- ・升味準之輔(1964)『現代政治と政治学』岩波 書店
- ・水島治郎 (2016) 『ポピュリズムとは何か』中 公新書
- · 水島治郎(2017.1.4) http//www.sankei.com/life/ news/170104/lif1701040004-n1.html (最終閲 覧日 2018 年 9 月 9 日)
- ・水島治郎・遠藤乾 (2017)「欧州を覆う暗雲の 行方は?」『中央公論』5月号
- ・三宅芳夫(2019)「リベラル・デモクラシーの 終焉?」『世界』2月号
- ・森 政稔(2008)『変貌する民主主義』ちくま 新書
- ・山本 圭 (2012)「ポピュリスムの民主主義的 効用―ラディカル・デモクラシー論の知見から ―」『年報政治学』第63巻2号
- ・アーレント, H., 大久保保郎・大島かおり訳 (2017) 『全体主義の起源 3』 みすず書房
- ・オークショット, M., 阿部四郎訳(1968)「政 治教育」『政治的人間』平凡社
- ・オルテガ,桑名一博訳 (1985)『大衆の反逆』 白水社
- ・カー, E. H., 清水幾太郎訳(1953)『新しい社会』岩波新書
- ・クリック, B., 添谷育志・金田耕一訳 (2004) 『デモクラシー』岩波書店
- ・シュミット, C., 田中 浩・原田武雄訳 (1970) 『政治的なものの概念』未来社
- ・ダール, R.A., 中村孝文訳(2001)『デモクラ シーとは何か』岩波書店

- ・レイヴ, J., ウェンガー, E., 佐伯胖訳 (1993) 『状 況に埋め込まれた学習』 産業図書
- ・マクファーソン, G. B., 栗田賢三訳 (1967) 『現 代世界の民主主義』 岩波新書
- ・ミュデ, C., カルトワッセル, C. R., 永井大輔・ 高山裕二訳 (2018) 『ポピュリズム』 白水社
- Oakeshott, M., (1962) Rationalism in politics and other essays
- Mudde, C., Kaltwasser, C. R., 2017,
  Populism: A Very Short Introduction,

# 【註】

- 1) 『現代政治学小辞典』(有斐閣, 1978) では, 間接民主制が議会制民主主義 parliamentary democracy ともいわれる (内田満執筆), とあ る。
- 2) 高山氏は、「ポピュリズムという亡霊」と述べたのはアーネスト・ゲルナー (1967) だと紹介している。(『ふらんす』2013年4月号、白水社)
- 3) 自らポピュリスト党 (人民党) と名乗った政治 運動がないわけではない。米国の「人民党」が それである。(森, 2008)
- 4) ベネズエラの元大統領チャベスは就任演説 (2007) で以下のように述べたという。すなわち,「すべての個人は誤りを犯したり誘惑されたりしがちだが,人民はそうではない。人民は,みずからの善について最高度の自覚と適度の独立心をもっている。このため,その判断に汚れはなく (pure),その意志は強力であり,誰も腐敗することはありえないから,それをおそれることさえないのだ。」(ミュデ他,2018:30)
- 5) The main difference between democracy (without adjectives) and liberal democracy is that the latter refers to political regime, which not only respects popular sovereignty and majority rule, but establishes independent institutions specialized in the protection of fundamental rights, such as freedom of expression and protection of minorities.(Mudde, C., et.al, 2017:80)
- 6) Democracy is the worst form of governme nt except all those other forms that have been tried from time to time. Winston

Churchill(1874~1965), Speech, House of Commons, Nov.11, 1947

7) オークショットの文章は晦渋で、いくつかの解説論考を参考にした。西部邁氏は「晦渋」と認めつつも、「いかにも英国流のプロゼイック・サウンドネスつまり散文的な健全性を存分に発揮していて、ずしりと重い読後感を残してくれる」と述べている(西部、発行年:1996:259,246)。なお、プロゼイック・サウンドネス(prosaic soundness)とは、詩のような「言葉の凝集性」はなく、数学のような「論理性も体系性」もなく、かつ「冗長」だが、読み終わった後に「ずしりと胸に応えるもの」があると氏は言う(西部、1996)。具体性にこだわる筆者にとっては、そのような性格の社会科学習論はぜひ書いてみたいものである(可能ならば)。